

改正案	現行
<p>（労働金庫連合会の付随業務）</p> <p>第四十三条 法第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該労働金庫連合会がその総株主等の議決権（法第三十二条第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>六 当該労働金庫連合会の会員たる労働金庫の会員のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 第一項第五号の場合において、労働金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>（労働金庫連合会の会員外貸付け等の認可の申請等）</p> <p>第四十四条 労働金庫連合会は、法第五十八条の二第二項の規定によ</p>	<p>（労働金庫連合会の付随業務）</p> <p>第四十三条 法第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該労働金庫連合会（以下「連合会」という。）がその総株主等の議決権（法第三十二条第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>六 当該連合会の会員たる労働金庫の会員のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 第一項第五号の場合において、連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>（連合会の会員外貸付け等の認可の申請等）</p> <p>第四十四条 連合会は、法第五十八条の二第二項の規定による会員以</p>

る会員以外のもの（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ又は会員以外のものに対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 労働金庫連合会の業務の運営のため必要であると認められること。

二（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号及び第八項に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの並びに法第五十八条の五第一項第六号及び第六項に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行（当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当

外のもの（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ又は会員以外のものに対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 連合会の業務の運営のため必要であると認められること。

二（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号及び第八項に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの並びに法第五十八条の五第一項第六号及び第六項に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行（当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該労働金庫連合

該労働金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。)をいう。次項において同じ。)

二 (略)

2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 (略)

4 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〜二十三 (略)

二十四 自らを子会社とする労働金庫連合会、その子会社である銀行(法第五十八条の五第一項第一号に規定する銀行をいう。)又は保険会社若しくは労働金庫(以下この号において「金庫等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社(以下この号において「買取会社」という。)が当該金庫等から買い取った不動産担保付

会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。)をいう。次項において同じ。)

二 (略)

2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 (略)

4 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〜二十三 (略)

二十四 自らを子会社とする連合会、その子会社である銀行(法第五十八条の五第一項第一号に規定する銀行をいう。)又は保険会社若しくは労働金庫(以下この号において「金庫等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社(以下この号において「買取会社」という。)が当該金庫等から買い取った不動産担保付債権の回

債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつてゐる不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務
二十五・二十六 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の四 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律

収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつてゐる不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務
二十五・二十六 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(第一号の四に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の四に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(次号に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(次号に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(次号に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機

第五十九号) 第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。) が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)の代理又は媒介

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号) 第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号) 第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一の六〇八 (略)

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号) 第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号) 第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一の五 削除

一の六〇八 (略)

九 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号) 第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十 特定の販売業者又は役務提供事業者(以下この号において「販売業者等」という。)から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。)又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。)から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係

十一〜三十九 (略)

6・7 (略)

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又

る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けた場合に、これに必ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務

十一〜三十九 (略)

6・7 (略)

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子

はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

9
(略)

10 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。
ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号又は第五十八条の五第一項第一号の二、第六号若しくは第七号に規定する会社を子会社とする持株会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号(労働金庫にあつては、第二十三号を除く。)及び第五項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第二四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。)

会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

9
(略)

10 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。
ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号及び第二号又は第五十八条の五第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号(労働金庫にあつては、第二十三号を除く。)及び第五項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。)

二 (略)

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第四号から第五号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第二号から第四号の二までに規定する会社を有しない場合に限る。)

五 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十二条第四項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第五十二条第五項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに

二 (略)

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第五号に規定する会社を有しない場合に限る。)

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

五 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十二条第四項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する当該連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第五十二条第五項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各

第四項各号及び第五項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十二条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

11
（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜四 （略）

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 （略）

号及び第五項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十二条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

11
（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜四 （略）

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 （略）

255 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十条 法第五十八条の四第四項第三号(法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該労働金庫連合会が法第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行(金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。)、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(専門子会社の業務)

第五十一条 法第五十八条の五第一項第一号の二に規定する内閣府令

・厚生労働省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四十五条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として労働金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第四十五条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法第五

255 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十条 法第五十八条の四第四項第三号(法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該連合会が法第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行(金融機関の信託業務の兼営に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むものに限る。)、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務)

第五十一条 (新設)

十八条の五第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。)を有する場合に限り、第四十五条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限り、

2|

法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第四十五条第五項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限り、

1|

法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第四十五条第五項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八

3| 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 第四十五条第五項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2| 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 第四十五条第五項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

5 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

6 法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

7 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第九十六条 令第五条第五項第一号に規定する貸出金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち、労働金庫にあつては別紙様式第九号、労働金庫連合会にあつては別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

2～4 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下

5 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

6 法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

7 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第九十六条 令第五条第五項第一号に規定する貸出金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち、労働金庫にあつては別紙様式第九号、連合会にあつては別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

2～4 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下

この条から第百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一(三)略)

四 前条第三項に規定するものうち労働金庫連合会への出資の額五(七) (略)

2・3 (略)

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第百三条 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該労働金庫連合会が当該労働金庫連合会の取引の通常条件に照らして当該労働金庫連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該労働金庫連合会の特定関係者(銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下この条から第十二条の十一までにおいて同じ。)に該当する特定金融機関(破綻金融機関(預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。))及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。)との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

この条から第百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一(三)略)

四 前条第三項に規定するものうち連合会への出資の額五(七) (略)

2・3 (略)

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第百三条 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該連合会が当該連合会の取引の通常条件に照らして当該連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該連合会の特定関係者(銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下この条から第十二条の十一までにおいて同じ。)に該当する特定金融機関(破綻金融機関(預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。))及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。)との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二・三 (略)

(業務報告書)

第百十三条 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に分けて、労働金庫にあつては別紙様式第九号、労働金庫連合会にあつては別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、労働金庫にあつては別紙様式第九号の二、労働金庫連合会にあつては別紙様式第十号の二により作成しなければならない。

3 5 (略)

二・三 (略)

(業務報告書)

第百十三条 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に分けて、労働金庫にあつては別紙様式第九号、連合会にあつては別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、労働金庫にあつては別紙様式第九号の二、連合会にあつては別紙様式第十号の二により作成しなければならない。

3 5 (略)